

コンプライアンスの徹底

高い倫理観に基づき、良識に従った公正で適法な企業活動に努めています。

担当役員メッセージ

日本光電では、経営理念のもと、「日本光電行動憲章」「日本光電倫理行動規定」「コンプライアンス推進規定」を制定し、2017年度には「腐敗行為防止規定」を加えた「グローバル・コンプライアンス・プログラム」を導入しました。海外子会社を含むグループ全体で、グローバル水準に基づくコンプライアンス体制の徹底に取り組んでおり、私は本プログラムの統括責任者として、2025年度からコンプライアンス担当役員（Chief Compliance Officer）を務めています。

コンプライアンス担当役員として、日本光電のコンプライアンス推進体制の管理・運営・遂行に責任を持ち、組織体制の整備、人材育成、組織風土の醸成を一体的に進めています。具体的には、国内外の各部門および子会社にコンプライアンス担当者（Divisional/Local Compliance Officers）を配置し、現場に根差した実効性の高い推進体制を構築しています。また、コンプライアンスに関するメッセージや重要情報を継続的に発信するとともに、担当者からの直接報告ラインを確立することで、リスクの早期把握と迅速な対応につなげ、グローバルに連携したガバナンスの強化を図っています。

2024年度にスタートした中期経営計画「BEACON 2030 Phase II」では、マテリアリティ「グループガバナンスの一層の強化」のもと、「グループ会社のコンプライアンス体制強化」をKPIとして設定し、「重大コンプライアンス事案の発生件数ゼロ」を目標に掲げています。目標達成に向け、国内外で重要性の高いコンプライアンスリスクを特定し、重点的な教育・啓発施策の展開により、潜在リスクの低減に取り組んでいます。今後もこれらの取組みを継続的に強化していきます。不確実性と複雑性が一層高まる中、従来の延長線上では十分な対応が難しい経営環境にありま



加藤 一弘
取締役常務執行役員
Chief Administrative Officer
経営管理本部長
コンプライアンス担当役員

す。このような環境下では、単に既存のルールを遵守するだけでなく、状況に応じて自律的かつ柔軟に判断する力が求められます。そのため、必要最小限の原則（プリンシプル）を明確にしたうえで、プリンシプル・ベースのアプローチを重視しています。「グローバル共通価値基準」の中核である「Integrity（誠実さ、真摯さ、高潔さ）」をすべての役員・社員等の行動原則とし、その実践をグローバルで一層徹底していきます。

日本光電が社会からの信頼を維持し、持続的に企業価値を向上させていくためには、コンプライアンスのさらなる深化が不可欠です。経営理念の実現に向け、今後も強いリーダーシップのもと、グループ一丸となって取り組みます。

コンプライアンスの基本方針

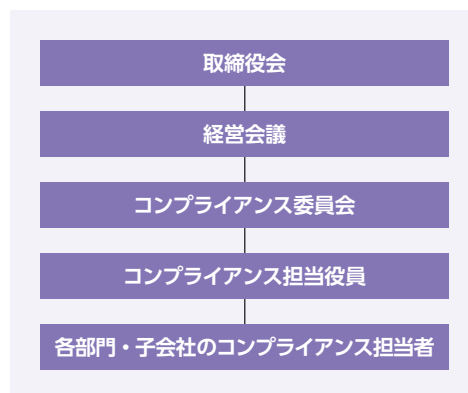
日本光電は、健全な倫理観を養成し、厳格な法令遵守を貫くコンプライアンス体制を構築することに真摯に取り組んでいます。この取り組みは、当社の最も貴重な財産であるお客様やお取引先様、その他ステークホルダーの皆様の信頼を守ることにつながります。こうした日本光電の取り組みは、コンプライアンスの基本方針・ルールである「日本光電行動憲章」と「日本光電倫理行動規定」となって具現化されています。

コンプライアンスの徹底

コンプライアンス組織体制

日本光電は、事業展開するすべての地域において、グローバルなコンプライアンス体制を構築しており、全社的にコンプライアンスを徹底するため、右図のような組織体制を整備しています。

コンプライアンス委員会は、取締役会から指名された役員および関連部門長で構成される日本光電のコンプライアンス推進を担う組織です。コンプライアンス委員会の主な役割は、以下のとおりです。



1. コンプライアンスに関する基本規定の改定または新設
2. コンプライアンス体制の継続的な監督、評価、見直しおよび改善
3. 重要なコンプライアンス上の問題への対応
4. その他コンプライアンスに関する事項の検討・対応

コンプライアンス担当役員 (Chief Compliance Officer) は、日本光電のコンプライアンス体制を管理、運営、遂行する責任者です。また、コンプライアンス担当役員によって任命される各部門・子会社のコンプライアンス担当者 (Divisional/Local Compliance Officers) は、各部門・子会社におけるコンプライアンスの推進と徹底を担います。コンプライアンス担当役員は、グループ全体におけるコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス担当者と緊密に連携して業務を行っています。

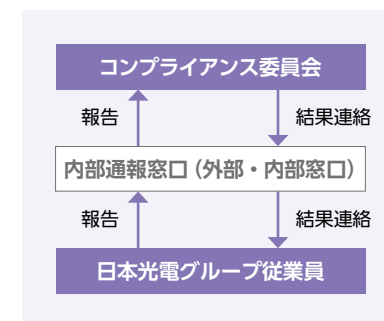
コンプライアンス教育

日本光電では毎年、国内外のすべての役員・社員等を対象に、コンプライアンスに関する勉強会を各部門・子会社ごとに実施しています (2025年度の参加者は約6,100名)。役員・社員等は、まず所定の教材を用いて自主学習を行い、理解度をチェックした後、職場の社員とともに読み合わせやディスカッションを行うことによって、コンプライアンスに対する理解を深めています。また、海外のコンプライアンス担当者は、各国の法規制や政策等に合わせ、必要に応じて追加の教育・トレーニングを実施しています。その他、ハラスメント、医療機器業公正競争規約、営業活動など、業務に応じたコンプライアンス勉強会も各部門で実施しています。さらに、2021年度から国内支社支店・営業本部の所長等以上の幹部職員全員を対象に、コンプライアンスリスクの中から重要性の高いテーマを選定し、外部専門家による研修を実施しています。

内部通報制度

日本光電では、役職員がコンプライアンス上問題のある行為を自ら行ったり、見聞きしたり、懸念や疑惑を抱いた場合には、職制を通じた報告を義務付けています。通常のルートでの報告が難しい場合は、内部通報窓口を通じた報告を行うよう義務付けており、外部弁護士を窓口とするホットラインをはじめ、社内外に内部通報窓口を設置しています。内部通報窓口を通じて誠実な報告を行った者が、その報告により何らかの報復、制裁、その他不利益を受けることはありません。また、報告に関する懸念を軽減するために、匿名の報告も受け付けています。さらに、2022年6月施行の改正公益通報者保護法を受け、公益通報者の保護の強化を目的とした新たな規定を定め、内部通報制度の一層の充実を図っています。

内部通報窓口



コンプライアンスの徹底

贈収賄の防止

日本光電は、「日本光電倫理行動規定」の中で、法令などで禁止されている公務員または外国公務員への贈賄行為を禁止し、日本の贈収賄に関連する法令、米国のFCPA（海外腐敗行為防止法）、英国のBribery Act（贈収賄防止法）をはじめ、日本光電が企業活動を行うすべての地域で腐敗行為防止に関する法令を遵守するよう徹底しています。また、贈賄を防止するための詳細なルールや手続きを定めた「腐敗行為防止規定」を制定し、その遵守を徹底しています。2026年4月には、APECクアラルンプール原則※の改定を踏まえ、本規定の見直しを行いました。この見直しでは、医療関係者との関係に関する規律の一層の強化に加え、リスクの大きさに応じた管理の考え方や販売業者との取引ルールの明確化を行い、よりグローバルで整合性の取れた腐敗行為防止体制の強化を図っています。

さらに、海外の販売店などのお取引先様に対しても「日本光電倫理行動規定」と腐敗行為防止に関する教材を提供し、日本光電の腐敗行為防止に向けた取り組みへの理解と協力を求めています。日本光電では、2021年1月に発生した当社元社員による贈賄事案を受け、寄附金検討プロセスの見直しや、受注前プロセスにおけるシステム統制による内部統制強化に取り組んでいます。また、全従業員を対象とした、コンプライアンス意識調査による定期的なモニタリングを実施しています。さらに、ディーラー様と相互に法令遵守を誓約し、定期的なアンケートを実施するとともに、ディーラー様向けの通報窓口を設置し、コンプライアンスの徹底を図っています。

※ クアラルンプール原則：アジア太平洋経済協力（APEC）の枠組みにおいて策定された、医療機器業界が医療関係者・患者との関係において遵守すべき倫理的な指針。

グローバル・コンプライアンスへの取り組み

日本光電では、2017年度に「グローバル・コンプライアンス・プログラム」を導入し、海外販売子会社を含むグループ全体でのコンプライアンスの徹底に取り組んでいます。2025年度の主な取り組みとしては、海外販売子会社責任者向けの教育、四半期ごとのLCO（Local Compliance Officer）向けのオンラインミーティング開催、全海外子会社を対象としたリスク評価を実施しました。また、海外子会社ごとにコンプライアンスリスクの高い領域を特定した上で、リスクの軽減に向けたアクションプランを設定し、その進捗を本社と子会社が協働して確認しました。

詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。



[コンプライアンスの徹底](#)



「グローバル経営管理ポリシー」の策定

日本光電では、グローバルな高付加価値企業への変革を進める中、海外子会社の役割がより重要になっていることから、各社の組織的リスク管理能力の強化に努めています。2021年10月には、不正・不祥事の発生・再発防止を目的に、財務・会計、人事・労務、コンプライアンス、社内情報セキュリティに関するリスク管理を支援する「グローバル経営管理ポリシー」を策定し、海外子会社24社で運用を開始し、現在は26社で運用しています。各社のリスク管理能力をより一層強化するため、定期的な見直しを行い充実化を図るだけでなく、各子会社の取締役会において、リスク管理の実施状況をレビューし運用の実効性を高めています。これらの取り組みを通じて、各社と緊密に連携しながら、ポリシーの運用定着に取り組んでいます。